

eラーニングコースとそれ以外の実践コースの相違点について

eラーニングコースとそれ以外の実践コースの相違点について作成しましたので、eラーニングコースの認定申請にあたり、ご一読いただきますようお願いいたします。

なお、eラーニングコースの認定申請に当たっては、「求職者支援訓練（eラーニングコース）の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」（以下「申請の留意事項」という。）、「求職者支援訓練の認定基準等について」（以下「認定基準」という。）、「認定申請様式」も併せてご確認ください。

※具体的な相談・申請については、各都道府県支部までお問い合わせください。

下表の【該当箇所】について、「eラーニングコース」については、「eラーニングコース」用の留意事項等の掲載箇所を、「（現行）実践コース」については、「令和4年1月以降に開講する訓練科からの認定申請について」に係る留意事項等の掲載箇所をご確認ください。

1. 訓練の種類

eラーニングコース	実践コースのうち、実施日が特定されていない科目を含む職業訓練	【該当箇所】 認定基準1（2）
（現行） 実践コース	実践コースのうち、実施日が特定されていない科目を含まない職業訓練	【該当箇所】 認定基準1（2）

2. 対象者

（前提）特定求職者であって公共職業安定所長の指示を受けた者等（特定求職者等）であること。

eラーニングコース	以下（1）～（3）に掲げる配慮を必要とする特定求職者等であること。 （1）下記①～③に該当する者であって、子の養育や介護を理由に外出が制限される者 ①乳児、幼児又は小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に就学している子を養育する特定求職者等 ②育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第4号に規定する対象家族を介護する特定求職者等 ③中学生以上の障害児を養育する者や、上記②対象家族以外の者の介護を行う特定求職者等 （2）居住地域に訓練実施機関がないことにより職業	【該当箇所】 ・認定基準4（2） ・申請の留意事項 目次下
-----------	--	-------------------------------------

	<p>訓練の受講が困難な地域に居住する特定求職者等</p> <p>(3) 複数の事業所で雇用される者、不安定な就労状態にある者(期間の定めのある労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者)等の在職中の特定求職者等、訓練の受講にあたって特に配慮を必要とする特定求職者等</p> <p>※なお、(3)に定める者については、令和3年10月1日から令和5年3月31日までの間に開始される訓練コースを受講する者に限る。</p>	
(現行) 実践コース	特になし	

3. 訓練期間

e ラーニングコース	2か月以上6か月以下の適切な期間であること。	<p>【該当箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定基準4 (4) ・ 申請の留意事項 別紙3 P. 57
(現行) 実践コース	<p>実践コースにおいては3か月以上6か月以下の適切な期間であること。ただし、実践コースのうち、安定的な就職に有効な資格を取得できる特定の訓練コース(※1)と訓練の受講に当たって配慮を必要とする特定求職者等に対して行う訓練コース(※2)については2か月以上6か月以下の適切な期間であること。</p> <p>また、在職中の特定求職者等その他の特に配慮を必要とする特定求職者等に対して行う訓練コース(※3)については、2週間以上6か月以下の適切な期間であること。</p> <p>※1 安定的な就職に有効な資格を取得できる特定の訓練コースは、以下とする。</p> <p>① 介護系</p> <p>イ 介護職員初任者研修対応コース(介護職員初任者研修修了)</p> <p>ロ 生活援助従事者研修対応コース(生活援助従事者研修修了)</p> <p>② 医療事務系</p> <p>医療事務従事者対応コース(任意受験により以下イ～ホのいずれかの資格を取得可能な訓練)</p>	<p>【該当箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定基準4 (5) ・ 申請の留意事項 別紙3 - 1 P. 111

	<p>イ 医療事務技能審査試験</p> <p>ロ 医療事務管理士技能認定試験</p> <p>ハ 調剤事務管理士技能認定試験</p> <p>ニ 医療事務検定試験</p> <p>ホ 診療報酬請求事務能力認定試験</p> <p>※2 以下イからニに掲げる配慮を必要とする特定求職者等に対して行う訓練コース</p> <p>イ 乳児、幼児又は小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）に就学している子を養育する特定求職者等</p> <p>ロ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第4号に規定する対象家族を介護する特定求職者等</p> <p>ハ 中学生以上の障害児を養育する者や、上記ロ対象家族以外の者の介護を行う特定求職者等</p> <p>ニ 複数の事業所で雇用される者、不安定な就労状態にある者（期間の定めのある労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者）等の在職中の特定求職者等、訓練受講にあたって訓練期間に特に配慮を必要とする特定求職者等</p> <p>※3 在職中の特定求職者等その他の特に配慮を必要とする特定求職者等とは、「複数の事業所で雇用される者、不安定な就労状態にある者（期間の定めのある労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者）などの在職中の者で訓練受講に当たって訓練時間に特に配慮を必要とする者、又は職業相談を通じて短期特例訓練の受講が就職可能性を高めるために有効と判断される離職者」をいう。</p>	
--	---	--

4. 訓練時間

e ラーニングコース	1か月につき80時間以上であること（令和3年10月1日から令和5年3月31日までの間に開始される訓練コースについては1か月につき60時間以上）。	<p>【該当箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定基準4（5） ・申請の留意事項 別紙3 P. 58
------------	--	---

<p>(現行) 実践コース</p>	<p>1か月につき100時間以上であり、かつ、1日につき原則として5時間以上6時間以下であること。ただし、(1)のような配慮を必要とする特定求職者等に対して行う職業訓練にあつては、1か月につき80時間以上であり、かつ、1日につき原則として3時間以上6時間以下であること。また、(2)に掲げる特定求職者等に対して行う職業訓練にあつては、1か月につき60時間以上であり、かつ、1日につき原則として2時間以上6時間以下であること。</p> <p>(1)</p> <p>① 乳児、幼児又は小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)に就学している子を養育する特定求職者等</p> <p>② 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第4号に規定する対象家族を介護する特定求職者等</p> <p>③ 中学生以上の障害児を養育する者や、上記②対象家族以外の者の介護を行う特定求職者等</p> <p>④ 複数の事業所で雇用される者、不安定な就労状態にある者(期間の定めのある労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者)など在职中の者で訓練受講にあたって訓練時間に特に配慮を必要とする者など、その他の特に配慮を必要とする特定求職者等</p> <p>⑤ ①から④に準ずるその他の特に配慮を必要とする特定求職者等</p> <p>⑥ 職業相談を通じて短期特例訓練の受講が就職可能性を高めるために有効と判断される離職者</p> <p>(2)</p> <p>複数の事業所で雇用される者、不安定な就労状態にある者(期間の定めのある労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者)などの在职中の者で訓練受講に当たって訓練時間に特に配慮を必要とする者、又は職業相談を通じて短期特例訓練の受講が就職可能性を高めるために有効と判断される離職者</p>	<p>【該当箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定基準4(6) ・ 申請の留意事項 別紙3-1 <p>P. 113</p>
-----------------------	---	---

5. 欠格の基準となる就職率

e ラーニングコース	35%未満であること。 ※ただし、令和3年10月1日から令和5年3月31日までの間に開始される訓練コースのうち、訓練期間が2か月以上3か月未満又は訓練時間が月60時間以上80時間未満であるもの限り、30%未満であること。	【該当箇所】 ・認定基準4(1)② ・申請の留意事項第6 1.(7) P. 10
(現行) 実践コース	35%未満であること。	【該当箇所】 ・認定基準4(1)② ・申請の留意事項第6 1.(7) P. 11

6. 訓練科目の実施

e ラーニングコース	訓練カリキュラムのうち、実施日が特定されていない科目として実施可能な科目は、学科及び実技の科目並びに職業人講話とすること。このうち、学科及び実技の科目については、通所の方法による実施は不可とする(推奨訓練日程計画表においてあらかじめ設定した対面指導を除く。)。なお、実施日を定めて実施する科目のうち、開講式、修了式、オリエンテーション、対面指導、職場見学、就職支援及びキャリアコンサルティングについては、通信(同時双方向型)又は通所の方法により実施可能とし、企業実習及び職場体験については、通所の方法のみにより実施可能とすること。	【該当箇所】 ・申請の留意事項第6 2.(5) (6) P. 29~32
(現行) 実践コース	全てのカリキュラムにおいて、実施日が特定されている必要があること。	

7. 訓練計画

e ラーニングコース	支給単位期間ごとに受講時間や受講すべき科目のスケジュール等を定めた推奨訓練日程計画表を作成すること。作成にあたっては、下記(1)~(3)に留意すること。 (1) 支給単位期間ごとに受講時間を規定すること。 (2) 訓練カリキュラムについて、受講に1週間程度の期間を要する分量で、かつ、その内容に関連性が認められる内容ごとに「ユニット」を設定し、	【該当箇所】 ・申請の留意事項第6 2.(6) P. 31
------------	--	-------------------------------------

	<p>ユニットごとの受講時間を規定すること。また、複数の支給単位期間にまたがるユニットの設定は認められないこと。</p> <p>(3) 支給単位期間の日数が 28 日以上である支給単位期間については最低 4 つ以上、支給単位期間の日数が 14 日以上 27 日以下である支給単位期間については最低 2 つ以上のユニットを設定すること。</p>	
(現行) 実践コース	<p>訓練期間中に予定している日々の訓練内容(学科・実技・開講式・修了式・オリエンテーション等)、ハローワーク来所日、キャリアコンサルティング実施日等について定めた日別計画表を作成すること。</p>	<p>【該当箇所】</p> <p>・申請の留意事項第 6 2.(6)</p> <p>P. 4 2</p>

8. 訓練受講状況の管理

e ラーニングコース	<p>(1) 訓練受講時間の管理を、下記①～⑤の機能を有するシステム(Learning Management System。以下「LMS」という。)により行うこと。</p> <p>① 受講者のログイン時刻・ログアウト時刻、訓練受講時間及びアクセスした教材を暦日ごとに記録・管理できること。</p> <p>② 暦日毎のログイン及びログアウト時刻等について、受講者が確認できること(訓練実施機関が受講者に対し、受講の都度、メール等により通知することを含む)。</p> <p>③ 習得度確認テストの実施状況と成績を記録・管理できること。</p> <p>④ 受講生がアクセスできるコンテンツを管理できること。</p> <p>⑤ 教材等にアクセスした者が受講者本人であることを個人認証ID及びパスワード等により確認できること。</p> <p>(2) 訓練受講時間は、受講者がLMSにログインし教材等にアクセスした時間数とする。ただし、受講者のアクセス時間数にかかわらず、ユニットごとに規定された受講時間を当該ユニットにおける受講時間の上限値とする(例えば、受講時間を15時間と規定したユニットの教材に20時間アクセスした場合であ</p>	<p>【該当箇所】</p> <p>・申請の留意事項第 6 2 (3)</p> <p>P. 2 0</p>
------------	---	--

	<p>っても、受講時間は 15 時間として取り扱う)。</p> <p>(3) 受講者がアクセスできる教材は、推奨訓練日程計画表において当該受講日が属するユニット及びそれ以前のユニットにおける教材に限る。また、次のユニットの受講にあたっては、当該受講日が属するユニットに係る習得度確認テストの受講終了後である必要があることから、システム上、受講者がアクセスできる教材に制限を設けること。</p> <p>(4) 受講者以外の者が受講者本人になりすまして LMS にログインし教材等にアクセスする等の不正受講が認められた場合は、訓練実施機関は当該受講者を退校処分とする。</p>	
(現行) 実践コース	<p>受講者の出席状況を、「出席簿」を作成して以下のとおり管理を行う。</p> <p>①出席管理は時限ごとに行い、1 日の訓練時間として設定された全ての時限に出席した場合に「1 日出席」となる。</p> <p>②1 日の訓練時間として設定された全ての時限のうち、欠席・遅刻・早退・欠課をした時限がある場合、半数以上の時限に出席した場合は「1/2 出席」となる。</p> <p>③1 日の訓練時間として設定された全ての時限のうち、欠席・遅刻・早退・欠課をした時限があり、半数未満の時限にしか出席しなかった場合や全ての時限を欠席した場合は「1 日欠席」となる。</p>	

9. 習得度確認テスト

e ラーニングコース	<p>各ユニットの受講が終了する都度、システム上で習得度確認テストを行うこと。当該テストにおける正答率が 3 回連続して 8 割に満たない場合には、訓練実施機関は当該受講者を退校処分とする。なお、習得度確認テストは各ユニットの受講終了後に 1 回のみ実施することとし、追試は行わない。</p>	<p>【該当箇所】</p> <p>・申請の留意事項 第 7 5 P. 4 8</p>
(現行) 実践コース	<p>設定は不要であること。</p>	

10. 受講者に対する対面指導

e ラーニングコース	<p>受講者に対して、下記（１）～（５）により、対面による指導を実施すること。</p> <p>（１）対面指導は、通所又は通信の方法（同時双方向型）により実施すること。</p> <p>（２）対面指導は、１週間に１回以上実施すること。対面指導を行う日時は推奨訓練日程計画表においてあらかじめ設定するが、当該日時に対面指導が実施できない受講者については、訓練実施機関と受講者の間で日程を調整の上、翌週の実施予定日時までに実施すること。</p> <p>（３）対面指導は、１回あたり１時間以上行うこと。ただし、この際の時間数の算定については、50分以上 60分未満（休憩時間を除く。）を１時間と算定して差し支えない。</p> <p>（４）対面指導の時間は訓練時間に含まれるものとする。なお、当初設定した時間を超えて対面指導を行った場合であっても、当初設定した時間を訓練時間として計上すること。</p> <p>（５）対面指導は、各受講者に個別に行うことが原則であるが、最大で５名同時に実施することが可能であること。</p>	<p>【該当箇所】</p> <p>・申請の留意事項第 6 2.（6）</p> <p>P. 3 1、3 2</p>
（現行） 実践コース	<p>受講者に対する指導を含め、すべての訓練科目を対面により実施するため、設定は不要であること。</p>	

11. 訓練の修了要件等

e ラーニングコース	<p>訓練終了前に行う修了考査並びに習得された技能及びこれに関する知識の適正な評価の対象となる受講者は、推奨訓練日程計画表に規定した総訓練時間に占める訓練受講時間数が８割以上である者とする。そのうえで、推奨訓練日程計画表に規定した総訓練時間に占める訓練受講時間数が８割以上であり、かつ、習得した知識・技能が修了に値すると認められる場合に修了とすること。なお、訓練受講時間数の割合が８割未満となる者は修了要件を満たさないこととなり、訓練実施機関は当該者を退校処分とするこ</p>	<p>【該当箇所】</p> <p>・申請の留意事項第 7 7</p> <p>P. 4 8</p>
------------	--	--

	とができるものとするが、訓練の効果や本人の意欲等を踏まえ、必要に応じ8割を満たさないことが確定した以後も訓練を引き続き受講させることができること。	
(現行) 実践コース	出席管理の対象となる訓練日数の8割(出席日数は、1/2 出席がある場合は端数切り捨て)以上を受講者が受講しているとともに、習得した知識・技能が修了に値すると認められる場合に修了とすること。なお、訓練受講日数の割合が8割未満となる者は修了要件を満たさないこととなり、訓練実施機関は当該者を退校処分とすることができるものとするが、訓練の効果や本人の意欲等を踏まえ、必要に応じ8割を満たさないことが確定した以後も訓練を引き続き受講させることができること。	

12. 訓練体制等の整備に関する事項

eラーニングコース	<p>(1) 接続の復旧 通信障害等によりオンライン接続が遮断された際の接続の復旧に向けたアドバイス等について、受講者の訓練受講を妨げずに行える体制が整備されていること。</p> <p>(2) 教室の確保 通所の方法で訓練を実施しない日については、教室の確保は不要とする。</p> <p>(3) LMSの操作等に関する質問対応 LMSの操作等に関する受講生からの質問については、原則として、訓練実施機関が対応を行う。ただし、情報通信機器に関する専門知識を必要とする場合に限り、LMSを提供する企業が訓練実施機関の代理窓口として対応することも可とする。</p>	<p>【該当箇所】</p> <p>・申請の留意事項第6 2.(3) P.18</p>
(現行) 実践コース	<p>(1) 接続の復旧 通信による訓練実施中に通信障害等によりオンライン接続が遮断された場合に受講者に迅速に連絡をとれる方法が確保されており、接続の復旧に向けたアドバイス等を的確に行える体制が整備されていること。</p> <p>(2) 教室の確保</p>	

	<p>受講生全員が訓練実施施設外で訓練を受講する日については、教室の確保は不要とする。</p> <p>(3) LMSの操作等に関する質問対応</p> <p>LMSを使用しないため、LMSの操作等に関する受講生からの質問についての対応は不要であること。</p>	
--	---	--